

第2ラウンド公募の参加事業者への アンケートの結果について

2024年9月26日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

第2ラウンド公募の参加事業者へのアンケートの概要

- 前回合同会議（第25回合同会議（6月21日））にて御了解いただいたとおり、第2ラウンド公募参加者全8事業者に対し、今後の入札ルール等の在り方に関し、アンケート形式にて意見聴取を実施。（全社から回答あり）

【目的】	ロシアによるウクライナ侵攻により生じた、エネルギー安全保障等に関する環境変化や2030年エネルギーミックスの導入目標達成等を踏まえ見直しを行った第2ラウンド公募評価制度について、必要な改善等を行うべく、公募参加者に対しアンケート形式にて意見聴取を行う。
【実施期間】	2024年8月19日～8月30日
【対象】	公募参加者（入札参加コンソーシアムの代表事業者である8事業者が対象） ・ ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 ・ 株式会社JERA ・ 東京電力リニューアブルパワー株式会社 ・ コスモエコパワー株式会社 ・ 丸紅株式会社 ・ 三井物産株式会社 ・ インベナジー・ウインド合同会社 ・ 住友商事株式会社
【質問項目】	1. 風車価格をはじめとする建設コスト等の上昇が見られる一方で、国際的な着床式洋上風力発電の導入進展によるスケールメリットの発現・国内におけるサプライチェーンの構築が進む観点から、公募制度について意見はありますか。 2. 運転開始時期ごとに配点を設定する迅速性の評価基準について、意見はありますか。 3. その他、上記以外の点について、意見はありますか。

アンケート回答結果のサマリー 1/2

項目	現行制度に対する主な意見や課題	主な要望
①事業環境の変化	想定を超えるインフレや為替変動等の影響から、現状のままで<u>事業継続が極めて深刻な状況</u>。	諸外国で導入されている調整条項（価格調整スキーム）のFIP価格への導入など、高い事業リスクを抱える事業者への適正なリターンの確保に向けた制度的サポート
②迅速性評価	<u>迅速性評価（20点）がむしろ確度の低い（遅延リスクの高い）スケジュールの提案を助長</u>している。 - 国が設定する「想定される最速の運転開始時期」について、<u>指定港湾の可用性と2030年目標という期限のみを考慮して基準日を決めることは現実的でなく、逆にリスクの高いスケジュールを強いる構造</u>となっている。	- 運転開始までの適切な所要期間などを考慮した上で、<u>海域毎に基準が異なることがないよう期間・配点を設定</u>するなど、「想定される最速の運転開始時期」に対する考え方の変更 - 迅速性の評価の際に、事業計画の確実性・実現性をこれまで以上にシビアに評価するなど、<u>スケジュールの確実性をより高める評価制度への変更</u>
③風車メーカー等の変更	事業者選定後に風車メーカー等の変更が認められない状況では、<u>十分な価格交渉や契約条件交渉ができない</u>。	<u>評価が大幅に下がらない限りにおいて、選定後に風車メーカー等の変更を認める</u>など、公募占用計画の変更認定に係る要件緩和
④サプライチェーンの構築	<u>サプライヤーは、公募海域の増加による需要増等により、現状売り手市場</u>となっていることから、材料高騰や為替変動等による影響以上のコスト上昇になっている。	サプライヤーのコストを低減させるためにも、<u>国内サプライチェーンの構築と成熟が進むような公募制度への変更</u>
⑤ゼロプレミアム	- 価格点でついた差を価格以外の評価点により逆転することが難しいため、ゼロプレミアム入札が想定される海域においては、CPPAによる収入確保が必須となる。 <u>インフレ等、市場環境に変化があっても、CPPA条件の変更等の契約交渉は難航するリスク</u>がある。	- ゼロプレミアム入札者による<u>容量市場への応札の許容</u> <u>価格点算定式や価格点と事業実現性評価点の比率の見直し</u> <u>為替・金利・インフレ等による価格変動が一定水準を超えた際に、超過額に一定の係数を乗じた金額を国が補填する制度</u> <u>CPPAへのインフレ条項織込み</u>についての方向性提示

アンケート回答結果のサマリー 2/2

項目	現行制度に対する主な意見や課題	主な要望
⑥国による情報提供	• <u>データの提供タイミングが遅く</u>、計画の確実性のため の十分な検討が困難な状況。 • 風況計測を事業者側で別途実施する必要がある。	• <u>国によるデータの早期開示</u> • JOGMECによる、適合性確認にも利用可能な精度の高い風況計測の実施
⑦公募の規模・頻度	• <u>案件規模が小さく、洋上風力市場としての魅力に乏しい。</u> • <u>公募間のインターバルが短いため、サプライチェーンが逼迫</u>している。	• <u>公募の頻度を下げ、案件規模を大きくする</u>
⑧基地港湾	• <u>基地港湾のスペック（広さ、地耐力、バース数、バース長等）が不十分</u>である。	• 国による<u>基地港湾のスペックの向上</u>

第2ラウンド公募の参加事業者へのアンケートの結果（詳細）

①事業環境の変化

【主な意見抜粋】

- これまでの合同会議で、委員の方より「現行ルールは概して成功」との認識が示されていますが、資材価格の高騰や円安により、応札時期とは経済情勢が大きく変わっており、今後の経済情勢次第では、一部の案件において米国や欧州で生じている事業中断のリスクが発現する可能性があると考えます。現在の経済情勢の変動は、一般的なインフラ案件における適正な予備費を大幅に超過した**事業者の「自助努力や創意工夫」の範囲を超えている状況・程度であり、このままでは事業撤退をする事業者もないとは限らない、極めて深刻な状況**であることをご理解いただきたいところです。（JERA）
- 海外においては、多くの事業者がインフレ・サプライチェーンの逼迫により事業撤退や減損損失計上を余儀なくされている状況です。日本の洋上風力マーケットの継続的かつ安定的な成長に向けては、高い事業リスクを抱える発電事業者への適正なリターン確保が必要不可欠と考えられることから、制度面でのサポートをご検討頂けると幸いです。（三井物産）
- 応札時から契約締結まで年単位で間隔が空くことなどから、事業者は為替や金利、物価等の市場リスクに晒されることとなる。そもそもコントロールできない市場変動リスクであり、過去の推移以上に為替・金利水準が大きく変化している状況下、十分な対応も困難な状況。この状態が続けば、事業性を大きく棄損し不健全な事業運営になりかねない。従い、為替や金利、物価などの市場変動リスクに対して、国が一定の水準を示した上で応札させ、その水準を上回る変動時には価格調整をするスキームを導入すべきではないか。（住友商事）
- 昨今のインフレや為替変動等により、公募入札当初の想定を超える水準まで事業費が上昇しており、今後もこの傾向は継続するものと思われる為、事業環境としては非常に厳しい状況となっております。（ERE）
- 世界的な資材価格高騰等により欧米では事業者による案件撤退や入札不成立が続出している状況。国内においても今後同様の事態が生じる可能性がある。なお、英国CfD制度では運転期間中（CfD15年間）のCPI連動による調整条項が設けられている。FIP供給価格においてCPI連動（インフレ・デフレ双方向の調整）による調整条項を加えて頂きたい。（丸紅）
- 現在の世界的な情勢は、過去4年間で、風車、建設用船舶、人件費、その他資機材の価格を含む建設コストの大幅な上昇があったことであり、これは今後も継続することが予想されます。事業者側リスク低減のため、物価変動への対処措置の付加（エスカレーション条項の追加）を要望します。（インベナジー）

②迅速性評価

【主な意見抜粋】

- ゼロプレミアム入札同様、いずれかの事業者が迅速化を提案すると、相応のリスクを見込んだ真つ当な事業計画では落札できない（事業計画の基盤面・実行面の評価比率を乗じることになっているものの、他の評価項目で逆転しづらい）配点であることも、過度な迅速化を誘発していると考えます。「運転開始までの適切な所要期間」を設定し、その期間内であれば一律点数を与える、といった評価基準とし、過度な迅速化競争を抑制することが必要と考えます。また、迅速性評価の基準の適切性（評価点数が他の評価項目との比較に於いて過度に高くなっていないか）及びスケジュールに関する妥当性を確実に検証することが必要と考えます。（JERA）
- 指定港湾の可用性と2030年目標という期限のみを考慮して決められた運転開始時期の基準は、海域によっては、認証スケジュールや基礎と風車の設置に同一港湾を利用するといったことを考慮すると現実的でない設定も見受けられ、事業者の選択とは言えども、競争上やむを得ずリスクの高いスケジュールを強いるような構造になっているものと思慮します。現実的な開発期間などを考慮したうえで、海域ごとに基準が異なることがないような期間・配点の設定をお願いしたいと考えています。期日に応じた線形な得点配分とするなど極力リスク低減ができる配点方法のご検討をお願い申し上げます。（三井物産）
- 迅速性の評価基準は廃止し、政府の洋上風力導入目標と導入スケジュールを根拠に、各年ごとの各公募案件に対し、政府が目標の運転開始年月を定め、その目標の運転開始年月を達成できることを条件とした入札にしていかがでしょうか。迅速性は定量評価で獲得点数を予見しやすいため、事業者が迅速性を優先し、実現性が低い調査・設計・建設スケジュールの提案を助長する可能性があります。迅速性の評価基準が、結果として、政府の洋上風力の導入スケジュールの達成の確実性を低めないかを危惧しています。（東電RP）
- 迅速性評価点獲得のため、無理をした工程や施工計画で応札する事業者が出現することが懸念され、結果的に発電コスト低減や案件の着実な積み上げに逆行する恐れがあると思慮する。一定の完工基準日を設けるものの、基準日より早い提案は一律20点（20点には拘らないが一定の評価を与える前提、又基準日を満たさない場合は0点等）として、過度な早期運開競争を是正するのはどうか。（住友商事）
- 事業計画の基盤面及び実行面で事業計画の実現性・確実性が評価されておりますが、R2においては凡その公募参加者がミドルランナー以上を獲得しており、評価に大きな差は付いていないことから、結果として一番早い運転開始日を宣言した事業者が選定されております。従い、迅速性の評価に関しては、事業計画の確実性・実現性をよりシビアに評価頂くべく、これまでの事業者選定済事業の計画進捗も踏まえた評価方法の見直しを検討頂きたく存じます。（ERE）
- 迅速性の評価として早期運転開始を高く評価することは、各事業者による過度なサイトデータ早期収集に繋がる可能性があり、現在国が進めている洋上風力公募における日本版セントラル方式の導入の方向性と逆行するものとなることから、評価制度から外していくべきと考える。（コスモエコパワー）

③風車メーカー等の変更

【主な意見抜粋】

- 寡占市場である風車については、ラウンド2 応札後に大幅にコストが上昇、総事業費では30%超増加しており、これは通常の事業者が予備費として見込む金額（10%前後）では吸収しきれない状況です。加えて、事業者に比し風車メーカーの数が少ないことから、応札前の事前協議が実質制限され、また、応札前の協議内容と大きく異なる契約条件の提示を受けております。このため、緊張感をもった価格交渉・契約条件交渉の余地を残すためにも、落札後の競争環境を確保することが必要であり、風車メーカー3社間の変更時は公募占用計画変更の認定要件を緩和するなどの措置が必要と考えます。（JERA）
- 公募入札時点で風車機種を選定した場合、事業者選定後の事業計画の柔軟性に影響を及ぼす可能性がある。このため、入札時点では風車機種について複数案提示し、その中で評価の低い方のケースで評価頂き、事業者選定後は提示した風車機種の中から最終決定する、というルールとしては如何でしょうか。（ERE）
- EPC業者同様、主案となる風車メーカーを公募占用計画に記載し、大幅に評価が下がらない限りにおいては変更を認めて頂きたい。入札前の風車選定は、事業者選定後の事業者による価格・商務条件の交渉力の喪失となり、事業実現性の毀損や海外風車メーカーへの国富の流出に繋がる。洋上風力は入札から投資決定まで数年間要するため、風車機種の早期固定化は事業の硬直化というマイナス要因となる。（丸紅）
- 入札時にEPC企業を確定していても、必ずしもEPC側で複数海域・事業者の需要に対応する設備投資がタイムリーに行われていない実態があります。このため、複数案件が進行する中EPC側のリソースが逼迫し、他海域の事情で対応が困難となるケースもあることから、入札時点でのEPC企業の選定・確定につき、要件を緩和いただけないでしょうか。（三井物産）

④ サプライチェーンの構築

【主な意見抜粋】

- 第2 R案件より迅速性の重要性が増したため、第1 R案件も含めた7案件が近い時期に調査・設計・建設工事を実施する状態となっています。これは第3 R案件も同じ状況と想定されます。一方サプライヤーとしては、一時的な需要に対応するための供給力確保は困難であると想定されます。その結果、現状は売り手市場となり、材料高騰や為替変動などによる影響以上のコスト上昇になっているよう推察されます。このような事業環境を事業者がコントロールすることは難しく、国内サプライチェーン構築と成熟が進むよう、中長期にわたり一定規模の需要が創出されるような公募制度作りをご検討いただきたいと考えています。事業者としても、風車基礎、洋上施工、送変電設備の供給・工事は国内製造・調達を指向していますが、サプライヤーの供給力が厳しい状況です。サプライチェーン構築が進むことは、サプライヤーの競争環境の整備に繋がり、サプライヤーの合理化によるコスト削減も期待できます。（東電RP）
- 国内サプライチェーン構築に貢献する風車メーカーを高く評価する公募ルールとすることで、風車メーカーが積極的に国内サプライヤーを起用するインセンティブを作り出し、これにより製造量が増えることで国内サプライヤーの価格競争力が高まる、ひいては風車価格の低減にもつながるものと思料致します。（ERE）
- 事業者が担う役割は競争環境の存在を前提として、メーカー、コントラクターと切磋琢磨しながら、一定範囲のリスクを取りつつコスト低減を図り、事業開発・運営を行うことと考えます。一方、競争環境のベースとなる産業育成、サプライチェーン形成は、国や産業大が主導するといった、役割分担が必要であり、それを踏まえた公募評価制度であるべきと考えます。（JERA）

⑤ゼロプレミアム

【主な意見】

- 仮に非価格点で優れた提案を出したとしても価格点の差を挽回することが困難であるため、ゼロプレミアム入札とせざるを得ない（且つ収入はCPPAに頼らざるを得ない）ものです。（ERE）
- インフレや為替変動等による事業費の大幅上昇については、CPPAにおけるインフレ条項の織込みも対応策の一つと考えられます。CPPAは民間同士の契約ではあるものの、国としてインフレ条項織込みに関する何らかの方向性を打ち出して頂けると有難く存じます。（ERE）
- 落札後から契約締結まで相応の時間があることから、市場環境の変化次第ではMOUやLOIを取得した需要家との契約締結交渉が難航するリスクがあります。大規模かつ追加性のある再エネ電力に対する需要量にも限りがあり、今後の入札で十分な需要家が集まらないリスクがあります。上記課題を踏まえて、以下のような対応策を提案します。（東電RP）
 - （対発電事業者） バランシング補助金の拡充、為替・金利変動時の売電価格見直しの仕組み等、リスクをより合理的に管理することによってリスク・マージンを軽減して、適正な発電コストを実現する。
 - （対電力需要家） ゼロプレミアム水準の引上げ、CN達成企業へのインセンティブの設定等の支援策等により、需要家の裾野を広げていく。
- 現行の公募評価ルールでは、いずれかの事業者がゼロプレミアム応募した場合、ゼロプレミアムで応募しない事業者は定性評価点でまず逆転できない関係であることから（ゼロプレミアム＋1円であっても大きな得点差となる）、事業者は相当無理をしてゼロプレミアム入札しているのが実態です。事業実現性を高めるためには、売電の選択肢確保も重要です。需要家とのPPA及びゼロプレミアム入札以外の選択肢を確保するためにも、価格点算定式の見直しや、価格点と事業実現性評価点の比率見直しが必要と考えます。もしくは、ゼロプレミアムの場合は容量市場で補助金を確保可能など、別の収入を確保できる仕組みが必要と考えます。（JERA）
- 第25回合同会議において、相対取引による収支計画の評価で事業者が取引を計画する各オフテイカーとの合意内容についての評価手法が示されていますが、今後の公募において当該評価基準を明文化し公募占用指針に明記することを要望します。（インベナジー）

⑥国による情報提供

【主な意見】

- 国による調査結果や確保済み系統情報や基地港湾の情報の開示以降の**発電事業者の検討期間が限られてしまっている**。今後、JOGMECデータをベースとしたセントラルベースの応札となれば情報量は膨大であり、検討に時間を要することから、**早期開示**をご検討いただきたい。（住友商事）
- 国によるデータ開示が公募開始後、開示請求を経てからであり、**事業者の検討期間を確保し確実性を向上させるためにも公募開始よりも相当早い段階で提示することとしてはいかがでしょうか。**（東電RP）
 - ①風況調査：公平性を担保しつつ、少しでも早期運開を目指すために、JOGMECの風況調査については、**適合性確認にも使える品質で促進区域を網羅できるようにDSL計測を実施**するのが望ましいです。また、計測したデータを理想的には公募前の早い段階で提供していただければ、1年間の風況計測を事業者側で別途実施する必要がなくなり、早期の運転開始が可能となると思います。
 - ②地盤調査：地盤調査は、調査位置が風車レイアウトに依存するため、**JOGMECで全数調査というのは不可能**であり、現行通りコンサルや有識者会議等で実施していただいたうえで、**数点あるいは1点の調査を実施していただくことがよい**と考えます。
 - ③系統情報：開示後に接続検討申し込みを実施し、回答受領が3ヶ月の標準審査後となるため、**応札期限直前の回答受領となり、十分な検討が困難**となっています。

⑦公募の規模・頻度

【主な意見】

- 案件規模の観点からも欧州市場ほどの魅力はなく、**欧州市場に見劣りしない魅力的な市場を形成するため規模の積み上げ**（例えば、現状の**毎年1回の公募ではなく、案件規模がある程度纏まった段階での公募**とする等の変更）が必要であると考えます。（JERA）
- スケールメリットを得る観点から、**1案件当たりの事業規模を拡大**頂くか、若しくは、**複数海域を纏めて受注する前提での提案を可能として頂きたく存じます**。（ERE）
- 1案件あたりの規模感が小さく欧州に比し十分に魅力的な市場とはいえず、また、サプライチェーンの構築が未成熟な中で、**風車、海底ケーブル、送変電機器、施工船舶などの供給が非常にタイト**。（住友商事）

⑧基地港湾

【主な意見】

- **基地港湾の仕様（広さ、地耐力、バース数、バース長等）が欧州に比し不十分**であり、施工期間の短縮が困難。（住友商事）
- 基地港湾ならびに隣接する港湾管理者が確保する用地の面積が小さい日本の港湾においては、**300m規模の強化岸壁を2バース確保**し、部材搬入と部材搬出（風車プレアッセンブルの後）を同時並行に実施できる整備が必要です。また、整備される**ヤードの地耐力も不足**しています。港湾管理者が確保する用地も、事業者が地耐力強化を行う必要があり、**国が一括して必要な仕様で整備いただくことを要望**します。（東電RP）
- 第2ラウンドにおける港湾利用の重複が生じた場合のルールでは2ヶ月前から、**別の基地港を前提とした新たな占用計画を策定する必要があり、事業者の負担が大きい**。従い、利用可能な基地港湾については、促進区域ごとにあらかじめ指定して頂き、**港湾利用の重複が生じないよう、公募対象海域の選定を行って頂きたい**。（コスモエコパワー）
- 基地港湾に関しては、欧州・台湾の基地港と比較し、**本邦の港湾は規模が小さくバースも一つしかないため、柔軟な案件遂行を行うことができません**。加えて、ラウンド2では、迅速化の影響もあり基地港以外の港湾で重複が発生しており、事業者間での協議を求められています。（JERA）

⑨その他 1/3

- 資金収支計画の観点では需要家の信用格付けトリプルB格以上を求められる一方で、地元要望として、格付未達の企業が多い県内企業での電力の活用を求められており、結果として相反する評価軸となることから対応に苦慮している状況。また、制度上、自営線による電力供給は認められておらず、制限を緩和することで供給オプションを増やしていただきたい。（住友商事）
- 一定規模の案件では後述する基地港湾の制限もあり、全基完工までに時間を要することから、一部発電設備が完工しているにもかかわらず、部分運開しないのは経済的な損失であり、CPPAや市場売電（FIPは無し）による部分運開を認めていただきたい。（住友商事）
- 現状は促進区域毎の供給価格と事業実現性の総合評価による入札にて事業者選定を行う制度だが、供給価格の決定から着工までのリードタイムが長く、事業性判断が難しい状況。EEZ同様に今後の一般海域の着床式洋上風力案件においても二段階方式（事業者選定入札、FIP入札）を導入頂きたい。（丸紅）
- 英国等海外の多くの洋上風力入札では、事業の確実な実施可否を判断する観点で、過去の事業実施実績やその海域における調整実績が最も重要な評価項目の一つとして含まれている。「事業実施実績」「関係行政機関の長等との調整実績」の評価を高めるべく、配点を見直して頂きたい。（丸紅）
- 洋上風力事業の裾野を広げる観点から、多様な企業の事業参画は必要となる。現行ルールは、以下の場合、SPC構成員の変更可否は慎重に判断となっている。
 - ㊦ 最大議決権保有企業の変更の場合
 - ① 事業の実施・管理の評価対象企業が脱退する場合
 - ㊧ 評価対象企業の議決権保有割合が一定規模を下回る場合
（一定規模：運転開始日前は全体の議決権の2/3未満、運転開始日後は1/2以下となる譲渡）
 - ㊦については、評価対象企業の議決権保有割合が一定規模を下回らない限り、原則認めて頂きたい（特に最大企業の議決権数と他の構成企業の議決権数の差がほぼ無い場合）。㊧については、一定規模の要件を緩和し、“運転開始日前は全体の議決権の1/2未満、運転開始日以降は1/3以下となる譲渡”として頂きたい。（丸紅）

⑨その他 2/3

- マスキングに多くの人員が必要となり、負担が大きい。マスキングは構成企業名のみとし、協力会社等は対象外として頂きたい。（丸紅）
- 入札時点において30年後の詳細な撤去計画を策定することは難しい。現状使用可能な船舶や資機材も撤去時には退役が見込まれ、また今後技術革新により新たな撤去手法が出てくる可能性も十分にある。入札時点において別紙11は提出不要とし、撤去実施前に撤去計画の提出・認定を行う制度として頂きたい。（丸紅）
- 県知事意見を最大限尊重するとなっていますが、事業者側からみると海域毎の特性に対応した同種類の施策を打ち出しているにもかかわらず評価内容にかなり差があるなど、評価の軸にずれがあると感じます。公募にあたってはどういう点を高く評価するか、より具体的に明確に示すなど、公平な評価がされるように要望します。（東電RP）
- 日本の適合性確認の審査内容が明確に示されておらず、不透明さがある状態で実現性の高い設計工程・認証工程を設定することが困難であると考えています。適合性確認を比較的平等かつスムーズに進めるために、適合性確認機関は明確な日本版の基準を整理していただくことを要望します。もしくは過去の適合性確認の評価事例、基礎設計事例を検討・公開することも選択肢として考えられます。（東電RP）
- カボタージュ規制の緩和について、金融庁が発表した「金融・資産運用特区実現パッケージ」の特区として指定された北海道・札幌市が提案した国の取り組みのうち、規制の特例措置として「洋上風力発電設備の設置・保守に係わる外国船籍の利用及び外国人材の活用」が示されています。北海道以外にも拡大することを要望します。（インベナジー）
- 現状は設計等が行われていない早期開発段階で公募が行われており、事業者は多くの不確定要因が残る中で、事業計画の策定・リスク分析を行ったうえで、公募占用計画を提出している。然しながら、実際には設計を行う中で当初の事業計画では想定していなかったようなコスト増・開発期間長期化事象が発生することもある。また、設計前段階でコスト積算をするため、相当程度実際の建設コストとは差異が生じることが期待される。この点、こうしたリスクをオフテイクに寄せることは困難であり、政府の補填制度等も存在しない中、予備費で対応するにも一定の限界があると考えられる。更に、長期に亘る開発期間の中で、サプライチェーンの逼迫によるEPC価格前提の変更、資材価格の変動や、為替変動等、民間にて取り切れないリスクも数多く存在する。このため、今後の公募については、開発を政府主導で更に進めた上で、公募する、または、段階を分けて公募を行う等、公募制度そのものを見直した方が、実現性の高い計画が策定できるのではないかと。（コスモエコパワー）

⑨その他 3/3

- 地域共生策の原資は、基本的に共生基金と認識しているが、現状では、共生基金を原資とすることを想定していない重要事項がある場合は、公募期間中に開催する協議会構成員による説明会の場等を用いて周知されている。公募の公平性の観点から、このような例外事項の周知は、同説明会ではなく、法定協議会の早い段階で示されるべきであるが、早い段階で項目を確定するのが困難なケースも想定されること、また、例外事項の際限ない要望の回避にも繋がることから、今後の全ての公募について、**基金以外で実施する項目は「漁業影響調査」および「航行安全の確保上必要な事項」のみ、として統一してはどうか。**（コスモエコパワー）
- 認定後の占用計画の変更は、慎重に評価するとともに、過去の公募の例にならい、占用計画認定後に公表される**占用計画の概要に記載されている内容(風車機種、運転開始時期等)の変更認定の際には理由等を明確にした上で、変更内容の公開**に引き続き努めて頂きたい。また、公益性の観点から、他の評価項目とそのリスクにどのように対応するかにつき、第2ラウンドにて**高い評価を受けた事業者のリスクシナリオ、対応策についてはその内容を公開することで事業者全体のリスク対応力の底上げを図る**ことができるのではないか。（コスモエコパワー）
- **地元調整**（漁協や自治体との補償や基金協議など）に関して、事業者のみならず**国によるより積極的な関与を希望**いたします。（JERA）